

環境省と同時発表

平成 28 年 9 月 2 日

## 象牙製品製造業者に対する行政処分を行いました

経済産業省及び環境省は、本日、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「法」という。)第33条の4第1項の規定に基づき、日本アイボリー株式会社(法人番号:2080401003781 本社:静岡県浜松市)に対し、下記の行政処分を行いましたので、お知らせします。

## 1. 処分内容

## 法第33条の4第1項の規定に基づく指示

- (1)法第33条の3第2項及び特定国際種事業に係る届出等に関する省令(平成7年総理府・通商産業省令第2号、以下「省令」という。)第2条の規定に基づき、平成23年9月3日から平成28年9月2日までの間における法第33条の3第1項の規定により確認又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載すること。
- (2)今般の法令違反行為の発生原因について調査分析し、当該行為の再発を防止するため、実効性のある改善措置を講ずること。
- (3)法令違反に関与した役職員に対する適切な指導・管理を行うこと。
- (4)全役職員に対し法令遵守を徹底させること。
- (5)内部管理体制の充実・強化を図ること。
- (6)上記(1)の書類の提出及び(2)から(5)に係る文書による報告を、1か月以内に経済産業大臣及び環境大臣あてに行うこと。

## 2. 処分の理由となる法令違反事項

同社は、遅くとも、平成23年4月1日以降、法第33条の3第2項及び省令第2条の規定により書類に記載しなければならない事項(法第33条の3第1項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項)を、法第33条の3第2項及び省令第2条に違反して書類に記載していなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
製造産業局生活製品課長 杉山  
担当者:田村、山崎、竹村  
電 話:03-3501-1511(内線 3862)  
03-3501-1089(直通)  
03-3501-0316(FAX)